

「要介護の人に対応した低価格の宿泊所や居住施設の不足は深刻だ」。台東、墨田区で介護などを必要とする生活困窮者向けの支援活動を行っているNPO法人「自立支援センターふるさとの会」（台東区）の水田恵・運営委員会代表は、特別区における現状をこう指摘する。

同会は山谷地区のボランティア団体として、90年にスタート。99年、NPOを設立した。当初は、路上生活者の就労や住居確保などの支援が主だったが、高齢化に伴い、要介護者へ対応した宿泊所や居住施設の運営、訪問介護ステーション

設置やデイサービス提供など、活動の幅を広げてきた。都内で生活困窮者向けの宿泊施設は、この数年間で増えたが、働けない人や要介護の人などは対象外で、こうしたセーフティネットから「漏れる」人も少なくない。

最近では、生活保護を受給していない人からの、施設4割を占める」（水田氏）と実情を明かす。従来、退院後に居場所のない高齢者が入院し続ける「社会的入院」が問題化したが、近年は医療が必要な高齢者が病床を追われる「社会的退院」が生じているという。

区市部の福祉事務所からの入居依頼が増える傾向にあり、19区7市から受け入れられる「社会的退院」が生じているという。

NPOが居住支援策を提起

などの利用希望が増えているという。また、他施設からの入所紹介も多く、「病院からの受け入れが最多で、

現在、第二種社会福祉事業所を含む8施設で200人超を受け入れているが、待機者は1000人を超える。

間体制で見守る。地域の病院や介護保険事業所などと連携している。約80人の現入居者は、全員が生保受給者で、そのうち65歳以上の高齢者が7割近くを占める。要介護認定者は46人で、認知症の既往者もいる。

■支援付き住宅の普及と
ふるさとの会では今、「支援付き住宅」の運営と普及に力を注いでいる。施設の一つ、「ふるさと

5月には、不動産所有者と大手住宅メーカーとの協

働で、3カ所目の「ふるさと晃（あきり）荘」を墨田区内に開設する。老朽化したアパートを建て直したもので、住宅費は月額6万9800円と、都の生活保護の基準内だ。

■制度設計を国に提言
現状では、「支援付き住宅」を分類する制度的な枠組みがなく、設立や運営に公的補助などはない。ふるさとの会は、今年2

厚生労働省で20日、会見に臨む高橋紘士立教大教授（右端）、山岡義典法政大教授（右から2人目）



月、山岡義典・法政大学教授、高橋紘士・立教大学教授ら識者を委員に迎えた支援付き住宅研究会を立ち上げ、制度設計に乗り出した。今月20日、厚生労働省などに緊急提言を行い、普及に向けた制度整備や人材育成、財源確保の必要性を訴えた。

終の住み家は何処に

超高齢化に対峙する23区

⑤